

独立行政法人国立美術館における館長の就業に関する規則

平成 1 8 年 6 月 2 9 日

国立美術館規則第 5 0 号

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立美術館における館長（役員である館長を除く。以下同じ。）の採用、給与その他就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(就業規則の適用)

第 2 条 館長の就業に関する事項は、次条以下に定めるところによるほかは、独立行政法人国立美術館職員就業規則（平成 1 8 年国立美術館規則第 1 6 号。以下「就業規則」という。）その他関係規則の規定を適用する。

(採用)

第 3 条 館長は、任期を定めて採用するものとする。

(任期)

第 4 条 前条に規定する任期は 4 年とし、再任の任期は 2 年とする。ただし、引き続き 8 年を超えて在任することはできない。

(給与)

第 5 条 館長に支給する給与の種類は、次のとおりとし、この規則で定めるものを除き、給与の計算期間、支給日その他支給に関し必要な事項は、独立行政法人国立美術館職員給与規則（平成 1 8 年国立美術館規則第 1 7 号。以下「給与規則」という。）による。

- (1) 俸給月額
- (2) 地域手当
- (3) 通勤手当
- (4) 単身赴任手当
- (5) 期末特別手当

(俸給)

第 6 条 前条第 1 号の俸給月額は、7 1 6, 0 0 0 円から 9 0 8, 0 0 0 円までの範囲内で理事長が決定する額とする。ただし、当該額には給与規則に規定する管理職手当を含むものとする。

(期末特別手当)

第 7 条 館長には、次に定めるところにより期末特別手当を支給する。

- 2 期末特別手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する場合に支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した場合についても、同様とする。
- 3 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した場合にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において館長が受けるべき俸給月額及び地域手当の月額並びに俸給月額及び地域手当の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額並びに俸給月額に 1 0 0 分の 2 5 を乗じて得た額の合計額に、1 0 0 分の 1 7 2. 5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

4 前項の規定による期末特別手当の額は、理事長が館長としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、前項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額とすることができる。

5 前2項に規定するもののほか、期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。

(退職手当)

第8条 館長が退職等した場合の退職手当については、独立行政法人国立美術館職員退職手当規則別表第2の区分の適用は、第2号区分とする。

(就業規則等の適用除外等)

第9条 就業規則第8条、第11条、第12条、第18条及び給与規則第10条から第17条まで、第21条、第22条、第24条、第27条から第31条までの規定は、館長には適用しないものとする。

2 館長に対する就業規則その他関係規則の適用にあたっては、「職員」とあるのは「館長」と読み替えて適用するものとする。

(雑則)

第10条 この規則は、常時勤務することを要する館長に適用するものとし、常時勤務することを要しない館長を置く場合にあっては、別に理事長が定める。

(実施に関し必要な事項)

第11条 この規則に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長がそのつど定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(任期に関する特例)

2 この規則の施行に伴い、最初に館長となった者の任期については、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成20年6月30日 国立美術館規則第6号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月9日 国立美術館規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月9日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当

該規定中「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１４５」とする。

附 則（平成２１年６月２３日 国立美術館規則第１３号）
この規則は、平成２１年７月１日から施行する。

附 則（平成２１年１２月１日 国立美術館規則第１９号）
この規則は、平成２１年１２月１日から施行する。

- 附 則（平成２２年６月２５日 国立美術館規則第１５号）
（施行期日）
- この規則は、平成２２年６月２５日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。
（地域手当の暫定支給割合）
 - 平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの期間の地域手当の支給割合については、改正後の給与規則に定める支給割合にかかわらず、給与規則別表第３の平成２２年度暫定支給割合に定める支給割合とする。

- 附 則（平成２２年１１月３０日 国立美術館規則第１９号）
（施行期日）
- この規則は、平成２２年１２月１日から施行する。
（平成２２年１２月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
 - 平成２２年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第３項の規定の適用については、当該規定中「１００分の１５５」とあるのは「１００分の１５０」とする。

附 則（平成２４年３月３０日 国立美術館規則第４号）
この規則は、平成２４年３月３０日から施行し、平成２４年３月１日から適用する。

- 附 則（平成２４年３月３０日 国立美術館規則第８号）
（施行期日）
- この規則は、平成２４年４月１日から施行する。
（特例期間における給与の支給）
 - 平成２４年４月１日から平成２６年３月３１日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額から、１００分の９．７７を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
 - 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 地域手当 当該職員の俸給月額の月額に対する地域手当の月額に１００分の９．７７を乗じて得た額
 - 期末特別手当 当該職員が受けるべき期末特別手当の額に１００分の９．７７を乗じて得た額
 - 特例期間においては、勤務１時間当たりの給与額は、第２項及び第３項により算出した

給与額を基礎額とする。

附 則（平成２６年１１月２６日 国立美術館規則第１１号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成２６年１２月１日から施行する。
（平成２６年１２月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成２６年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第３項の規定の適用については、当該規定中「１００分の１６２．５」とあるのは「１００分の１７０」とする。

附 則（平成２７年３月３１日 国立美術館規則第４号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成２７年４月１日から施行する。
（平成２７年４月１日における俸給月額の改正に伴う経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続き在職する館長で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる館長には、平成３０年３月３１日（当該日までの間に任期が満了する場合はその満了日）までの間、改正後の俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（平成２８年２月３日 国立美術館規則第１８号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成２８年２月３日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。
（平成２７年１２月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成２７年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第３項の規定の適用については、当該規定中「１００分の１６２．５」とあるのは「１００分の１６７．５」とする。

附 則（平成２８年３月２９日 国立美術館規則第２１号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年１月２７日 国立美術館規則第５号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成２９年１月２７日から施行し、平成２８年１２月１日から適用する。
（平成２８年１２月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成２８年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第３項の規定の適用については、当該規定中「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１７５」とする。

附 則（平成３０年１月３０日 国立美術館規則第１号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成３０年１月３０日から施行し、平成２９年１２月１日から適用する。
（平成２９年１２月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成２９年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第３項の規定の適用については、

当該規定中「１００分の１７２．５」とあるのは「１００分の１７５」とする。

附 則（平成３１年１月２９日 国立美術館規則第３５号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成３１年１月２９日から施行する。ただし、第７条第３項の規定については、平成３０年１２月１日から適用する。

（平成３０年１２月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 平成３０年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第３項の規定の適用については、当該規定中「１００分の１６７．５」とあるのは「１００分の１７７．５」とする。

附 則（令和２年１月３１日 国立美術館規則第３号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和２年１月３１日から施行する。ただし、第７条第３項の規定については、令和元年１２月１日から適用する。

（令和元年１２月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 令和元年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第３項の規定の適用については、当該規定中「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１７２．５」とする。

附 則（令和２年１１月２７日 国立美術館規則第１６号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和２年１２月１日から施行する。

（令和２年１２月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 令和２年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第３項の規定の適用については、当該規定中「１００分の１６７．５」とあるのは「１００分の１６５」とする。

附 則（令和４年３月２５日 国立美術館規則第４号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 令和４年６月に支給する期末特別手当に関するこの規則の適用については、第７条第３項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末特別の額に、１６７．５分の１０を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

附 則（令和５年１月２７日 国立美術館規則第３号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和５年１月２７日から施行し、令和４年１２月１日から適用する。

（令和４年１２月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 令和4年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則（令和6年1月30日 国立美術館規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年1月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
（令和5年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 令和5年6月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の170」とあるのは「100分の165」とする。
（令和5年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 3 令和5年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

附 則（令和7年1月24日 国立美術館規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年1月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
（令和6年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 令和6年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。